

**佐賀県外にお住まいの方で、佐賀県知事名の栄養士免許・調理師免許の
名簿訂正・書換え交付、再交付の手続をされる方へ**

必要書類等は下記のとおりです。

(令和6年10月1日～)

	栄 養 士	調 理 師
名 簿 訂 正 ・ 書 換 交 付 申 請	1 名簿訂正・書換え交付申請書 1通 2 戸籍抄本（6ヶ月以内のもの。旧姓併記を希望する場合は、旧姓が確認できる戸籍書類。）1通 3 旧栄養士免許証 ※折り曲げ可 4 手数料 3,200円 5 免許証の郵送料（切手：下記参照）	1 名簿訂正・書換え交付申請書 1通 2 戸籍抄本（6ヶ月以内のもの。旧姓併記を希望する場合は、旧姓が確認できる戸籍書類。）1通 3 旧調理師免許証 ※折り曲げ可 4 手数料 3,200円 5 免許証の郵送料（切手：下記参照）
	※1 戸籍抄（謄）本で変更事項（本籍地・氏名）が確認できない場合には、除籍抄（謄）本や改製原戸籍等が必要になります。ご不明の場合は下記の間合せ先又は役所の窓口におたずねください。 ※2 旧姓が確認できる戸籍書類：当該旧姓が記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍謄本等又は当該旧姓が記載された住民票の写し。（名簿訂正のため上記2及び※1の提出書類により旧姓が確認できる場合は不要です。） 併記する旧姓は、直前の旧姓に限定しません。過去の氏の中から1つを選ぶことができます。 ※ 栄養士と調理師について同時に手続きをされる場合であっても、それぞれの申請ごとに戸籍抄本が必要です。	
再 交 付	1 再交付申請書 1通 2 手数料 3,600円 3 免許証の郵送料（切手：下記参照）	1 再交付申請書 1通 2 手数料 3,600円 3 免許証の郵送料（切手：下記参照）

- ◇ 申請書の記入に当たっては、提出後の修正がないよう十分にご確認ください。
 なお、修正液等での訂正は認められません。必ず二重線で消して、訂正してください。
- ◇ 申請書の氏名は戸籍のとおり記入してください。
- ◇ **上記の書類と申請手数料分の現金または佐賀県収入証紙（収入印紙ではありません）、免許証の郵送料（切手）**を同封の上、**現金書留**で送付してください。
 ＊現金を送付された場合は、証紙の購入についてご本人様から委任されたものとして職員が証紙を購入し、領収書を返送します。
- ◇ **免許証の郵送料**は以下のとおりとなります。免許証は簡易書留でご自宅に郵送します。
 - ・栄養士か調理師のどちらか一方の免許について手続きをされる場合：
郵送料は、640円となります。**640円分の切手**を同封してください。
 例) 栄養士免許証の名簿訂正・書換え交付申請の場合⇒郵送料(切手)570円が必要
 - ・栄養士と調理師の両方の免許について同時に手続きをされる場合：
郵送料は、740円となります。**740円分の切手**を同封してください。
 例) 栄養士・調理師の免許を同時に名簿訂正・書換え交付と再交付の手続きを行う場合
 ⇒郵送料(切手)650円が必要
- ◎ 預かりした個人情報、適正な事務処理のために使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照下さい。

【問合せ先・申請書の送付先】
 〒840-8570
 佐賀県佐賀市城内1-1-59
 佐賀県健康福祉部 健康福祉政策課 栄養士・調理師免許担当
 Tel 0952-25-7075